

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構  
原子力科学研究所原子炉施設保安規定  
と審査基準との整理表

S T A C Y の運転再開に伴う変更等

令和4年5月19日

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

原子力科学研究所原子炉施設保安規定と審査基準との整理表

試験研究の用に供する原子炉等における保安規定の審査基準	原子力科学研究所原子炉施設保安規定（変更箇所を <u>下線</u> で示す。）	備考
<p>試験炉規則第15条第1項第1号～第2号（記載省略）</p> <p>試験炉規則第15条第1項第3号</p> <p><b>試験研究用等原子炉施設の運転及び管理を行う者の職務及び組織</b></p> <p>1. 試験研究用等原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。</p>	<p><b>【第1編 総則】</b> （職務）</p> <p>第7条 原子炉施設の保安に関する各職位と職務は次のとおりとする。</p> <p>(1) ～ (37) （変更なし）</p> <p>(38) 臨界技術第1課長は、施設管理者として、STACYの本体施設の運転及び保守の管理、核燃料管理者として、燃料並びにVHTRC施設及びTCAから引き渡された使用済燃料の管理並びに区域管理者として、STACYの管理区域に係る放射線管理に関する業務を行う。また、施設管理者として、TRACYの本体施設の廃止措置の管理及び区域管理者として、TRACYの管理区域に係る放射線管理に関する業務を行う。</p> <p>(39) （変更なし）</p> <p>2 この規定に定める保安活動及び品質マネジメント活動と前項に掲げる者との関連は、別表第3に示すとおりとし、各職位は、品質マネジメントの考えのもとに各自が所掌する保安活動の業務を実施する。</p> <p>3 同一の原子炉施設が複数の施設管理統括者によって分担管理されている場合における当該施設の保安管理のとりまとめは、特に定めのない限り、本体施設の施設管理統括者が行う。</p> <p>4 施設管理者の業務の一部を行わせるため分任施設管理者を置くことができ、分任施設管理者に係る業務等は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 分任施設管理者が行う保安管理の業務のとりまとめは、施設管理者が行う。</p> <p>(2) 分任施設管理者及びその業務の範囲は、所長が指定する。</p> <p>5 同一の原子炉施設が複数の施設管理者によって運転されている場合における運転のとりまとめは、本体施設の施設管理者が行う。保守についても、これを準用する。</p>	<p>本申請の範囲外</p> <p>左記のとおり原子炉施設の保安に関する各職位の職務内容を定めている。 （以下括弧内に変更箇所の理由を記載） （使用済棒状燃料の受入れに伴う変更）</p>
<p>試験炉規則第15条第1項第4号～第6号（記載省略）</p> <p>試験炉規則第15条第1項第6号イからハまで</p> <p><b>試験研究用等原子炉施設の運転に関する体制、確認すべき事項、異状があった場合の措置等</b></p> <p>1. 試験研究用等原子炉の運転に必要な運転員の確保について定められていること。</p>	<p><b>【第11編 STACYの管理】</b> <u>（要員の配置）</u></p> <p>第3条 <u>臨界技術第1課長は、次の各号に掲げるときは、所管する原子炉の運転等に必要な知識を有する者（原子炉の運転管理に関する2か月以上の実務研修並びに設置許可書、保安規定、施設概要、運転管理、保守管理及び非常時の措置に係る3日以上教育研修を受けた者）を制御室に配置しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 第18条第1項の定めにより運転開始前の措置を行うとき。</u></p> <p><u>(2) 原子炉の運転を開始してから、第22条第1項及び第2項の規定により運転停止後の措置</u></p>	<p>本申請の範囲外</p> <p>左記のとおり原子炉の運転に必要な運転員の確保について定めている。 （原子炉運転に関する変更）</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定と審査基準との整理表

試験研究の用に供する原子炉等における保安規定の審査基準	原子力科学研究所原子炉施設保安規定（変更箇所を <u>下線</u> で示す。）	備 考
<p>2. 試験研究用等原子炉施設の運転管理に係る組織内規程類を作成することが定められていること。</p> <p>3. 運転員の引継時に実施すべき事項について定められていること。</p> <p>4. 試験研究用等原子炉の起動その他の試験研究用等原子炉の運転に当たって確認すべき事項及び運転の操作に必要な事項として、以下の事項が定められていること。                      (1) 運転上の遵守事項に関すること。</p>	<p><u>を確認するまで。</u></p> <p>2 臨界技術第1課長は、前項第2号に該当するときは、制御室に2人以上の運転要員を配置しなければならない。</p> <p>3 工務第1課長は、第1項第2号に掲げる場合は、工務監視室に1人以上の運転要員を配置しなければならない。</p> <p>【第11編 STACYの管理】                      (手引の作成)</p> <p>第4条 臨界技術第1課長は、本体施設に関し、次の各号に掲げる事項について定めたSTACY本体施設運転手引を作成し、臨界ホット試験技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。</p> <p>(1) 運転開始前及び運転停止後に確認すべき事項                      (2) 運転操作に関する事項                      (3) 巡視及び点検に関する事項                      (4) 異常時の措置に関する事項                      (5) 燃料、溶液系燃料、<u>黒鉛混合燃料及び使用済棒状燃料</u>の管理に関する事項                      (6) <u>可燃物の管理に関する事項</u>                      (7) 不使用設備の管理に関する事項</p> <p>2 工務第1課長は、特定施設に関し、前項第1号から第4号に掲げる事項について定めた特定施設運転手引を作成し、工務技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。</p> <p>3 工務技術部長は、前項の承認をしようとするときは、臨界ホット試験技術部長の同意を得なければならない。</p> <p>4 臨界ホット試験技術部長は、第1項の承認又は前項の同意をしようとするときは、STACY原子炉主任技術者（以下この編において「原子炉主任技術者」という。）の同意を得なければならない。</p> <p>5 臨界ホット試験技術部長は第1項の承認をしたとき、工務技術部長は第2項の承認をしたときは、それぞれ所長に報告しなければならない。</p> <p>【第11編 STACYの管理】                      (鍵の管理)</p> <p>第9条 臨界技術第1課長は、STACYに係る建家の出入口の鍵及び原子炉の運転に関する</p>	<p>左記のとおり運転管理に係る組織内規程類を作成することについて定めている。</p> <p>(使用済棒状燃料の追加)                      (原子炉運転に関する変更、号番号の繰下げ)</p> <p>本申請の範囲外                      【STACY該当なし】</p> <p>左記のとおり運転上の遵守事項に関することについて定めている。</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定と審査基準との整理表

試験研究の用に供する原子炉等における保安規定の審査基準	原子力科学研究所原子炉施設保安規定（変更箇所を <u>下線</u> で示す。）	備考
<p>(2) 運転計画及び運転許可に関すること。</p>	<p><u>る鍵を管理しなければならない。</u></p> <p>2 工務第1課長は、特定施設の運転に関する鍵を管理しなければならない。 (TRACYとの同時作業の管理)</p> <p>第9条の2 臨界技術第1課長は、TRACY廃止措置計画の第2段階（TRACY固有設備の解体撤去）の工事をするときは、STACYの運転及び不使用設備の解体工事をしてはならない。 (<u>運転訓練</u>)</p> <p>第9条の3 臨界技術第1課長は、原子炉研修生の訓練に当たっては、運転要員の監督、指示の下、訓練を受ける者に原子炉の運転操作に関する事項を遵守させなければならない。 (<u>自然現象等に備えた管理</u>)</p> <p>第27条の3 臨界技術第1課長は、STACYの周辺に森林火災が発生した場合に備えて、別図第3に示した範囲に森林が拡大しないよう樹木を管理しなければならない。</p> <p>2 臨界技術第1課長は、竜巻（藤田スケールF1、最大風速49 m/s）による飛来によって、STACYに影響を及ぼすおそれがある物体に対して、飛来防止対策を講じなければならない。</p> <p>3 臨界技術第1課長は、飛来防止対策の実施状況について、定期事業者検査を受ける時期ごとに巡視しなければならない。</p> <p>4 臨界技術第1課長は、火山の噴火に伴う降下火砕物を除去するための資機材について、管理しなければならない。</p> <p>5 工務第1課長は、地震による溢水対策として、極低レベル廃液貯槽の破損による放射性液体廃棄物の管理区域外漏えいを防止するため、極低レベル廃液貯槽の貯留量を55m<sup>3</sup>以下で管理しなければならない。</p> <p>別図第3 STACY周辺に係る樹木の管理の範囲（<u>図面省略</u>）</p> <p>(<u>燃料の装荷</u>)</p> <p>第31条 臨界技術第1課長は、燃料を炉心に装荷しようとするときは、次の各号に掲げる事項について、確認しなければならない。</p> <p>(1) <u>未臨界板が挿入されていること。</u></p> <p>(2) <u>炉心証明書に記載された炉心配置であること。</u></p> <p>(3) <u>燃料に異常がないこと。</u></p> <p>【第11編 STACYの管理】 (<u>運転実施計画</u>)</p> <p>第7条 臨界技術第1課長は、1週ごとに、次の各号に掲げる事項を明らかにした原子炉運転実施計画を作成し、臨界ホット試験技術部長の承認を受けなければならない。運転日、炉心証明書番号及び炉心装荷物を変更しようとするときも、同様とする。</p>	<p>(原子炉運転に関する変更)</p> <p>(TRACY廃止措置計画第1段階工事終了に伴う記載の適正化)</p> <p>(原子炉運転に関する追加)</p> <p>(自然現象等に備えた管理を追加)</p> <p>(原子炉運転に関する変更)</p> <p>左記のとおり運転計画及び運転許可に関することについて定めている。</p> <p>(原子炉運転に関する変更)</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定と審査基準との整理表

試験研究の用に供する原子炉等における保安規定の審査基準	原子力科学研究所原子炉施設保安規定（変更箇所を <u>下線</u> で示す。）	備考
	<p>(1) <u>運転日及び運転時間</u></p> <p>(2) <u>炉心証明書番号</u></p> <p>(3) <u>実験の種類</u></p> <p>(4) <u>熱出力</u></p> <p>(5) <u>1 運転積算出力、週間積算出力及び年間積算出力</u></p> <p>(6) <u>安全保護回路の解除に関する事項</u></p> <p>(7) <u>炉心装荷物</u></p> <p>(8) <u>インターロックの解除に関する事項</u></p> <p>2 <u>臨界技術第1課長は、前項の原子炉運転実施計画に安全保護回路の解除について定めるときは、別表第2に掲げる項目のうち、解除の条件を記載している項目について、解除の条件を満足していることを確認しなければならない。</u></p> <p>3 <u>臨界ホット試験技術部長は、第1項の承認をしようとするときは、原子炉主任技術者の同意を得なければならない。</u></p> <p>4 <u>臨界技術第1課長は、第1項の承認を受けたときは、その実施前に、工務第1課長及び放射線管理第2課長に通知しなければならない。</u></p> <p>(年間運転計画)</p> <p>第7条の2 臨界ホット試験技術部長は、毎年度、当該年度に先立ち、次の各号に掲げる事項を明らかにしたSTACYの年間運転計画（以下この編において「年間運転計画」という。）を作成し、所長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>(1) 定期事業者検査の予定期間</p> <p>(2) 第25条に定める修理及び改造をする施設、装置又は機器等の名称及び予定期間</p> <p>2 所長は、前項の承認をしようとするときは、原子炉主任技術者の同意を得なければならない。</p> <p>3 臨界ホット試験技術部長は、第1項の承認を受けたときは、臨界技術第1課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長に通知しなければならない。</p> <p>(運転開始命令)</p> <p>第19条 原子炉の運転開始命令は、<u>臨界技術第1課長が行うものとする。</u></p> <p>2 <u>臨界技術第1課長は、原子炉の運転を開始しようとするときは、第18条第3項の定めにより特定施設に異常がない旨の通報を受け、かつ、第2編第38条第3項の定めにより放射線測定機器の点検の結果に異常がない旨の通報を受けた後でなければ、前項の運転開始命令を行ってはならない。ただし、第38条の定めにより確認を行って原子炉の運転を開始しようとするときは、この限りでない。</u></p> <p>3 <u>運転要員は、臨界技術第1課長の運転命令により、第7条第1項の原子炉運転実施計画に従って運転を行わなければならない。</u></p> <p>(運転に係る通報及び表示)</p> <p>第20条 <u>臨界技術第1課長は、原子炉の運転を開始又は停止しようとするときは、一斉指令装</u></p>	<p>備考</p> <p>(原子炉運転に関する変更)</p> <p>(原子炉運転に関する変更)</p> <p>(原子炉運転に関する変更)</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定と審査基準との整理表

試験研究の用に供する原子炉等における保安規定の審査基準	原子力科学研究所原子炉施設保安規定（変更箇所を <u>下線</u> で示す。）	備 考																							
<p>(3) 起動前及び停止後の措置に関すること。</p>	<p><u>置により運転開始又は停止の通報を行わなければならない。</u></p> <p>2 <u>臨界技術第1課長は、原子炉の運転開始から停止するまで、運転表示灯を点灯しておかななければならない。</u></p> <p>【第11編 STACYの管理】  <u>(運転開始前の措置)</u></p> <p>第18条 <u>原子炉の運転を開始しようとするときは、臨界技術第1課長及び工務第1課長は、別表第8に掲げる設備について、それぞれ点検を行い、正常な状態であることを確認しなければならない。</u></p> <p>2 <u>臨界技術第1課長及び工務第1課長は、同一運転日において、計画停止した原子炉の運転を再開しようとするときは、前項の定めにより確認された状態が維持されていることを確認しなければならない。</u></p> <p>3 <u>工務第1課長は、第1項及び第2項の確認の結果を臨界技術第1課長に通報しなければならない。</u></p> <p>別表第8 <u>原子炉起動時に正常な状態であることを確認すべき施設・設備（第18条関係）</u></p> <table border="1" data-bbox="1329 945 2481 1453"> <thead> <tr> <th colspan="2">施 設</th> <th>設 備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">本体施設</td> <td>原子炉本体</td> <td>炉心タンク</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">計測制御系統施設</td> <td>中性子計測設備</td> </tr> <tr> <td>制御設備</td> </tr> <tr> <td>安全保護回路</td> </tr> <tr> <td>気体廃棄施設</td> <td>気体廃棄物処理設備</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">特定施設</td> <td></td> <td>受変電設備</td> </tr> <tr> <td></td> <td>非常用電源設備</td> </tr> <tr> <td></td> <td>気体廃棄設備</td> </tr> <tr> <td></td> <td>液体廃棄設備</td> </tr> <tr> <td></td> <td>圧縮空気設備</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(原子炉運転中の巡視)</u></p> <p>第21条 <u>工務第1課長は、原子炉の運転開始後、次の各号に掲げる設備について、1日1回以上巡視しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>受変電設備</u>                  (2) <u>非常用電源設備</u>                  (3) <u>気体廃棄設備</u>                  (4) <u>液体廃棄設備</u>                  (5) <u>圧縮空気設備</u></p>	施 設		設 備	本体施設	原子炉本体	炉心タンク	計測制御系統施設	中性子計測設備	制御設備	安全保護回路	気体廃棄施設	気体廃棄物処理設備	特定施設		受変電設備		非常用電源設備		気体廃棄設備		液体廃棄設備		圧縮空気設備	<p>左記のとおり起動前及び停止後の措置に関することについて定めている。                  （原子炉運転に関する変更）</p> <p>（原子炉運転に関する変更）</p>
施 設		設 備																							
本体施設	原子炉本体	炉心タンク																							
	計測制御系統施設	中性子計測設備																							
		制御設備																							
		安全保護回路																							
気体廃棄施設	気体廃棄物処理設備																								
特定施設		受変電設備																							
		非常用電源設備																							
		気体廃棄設備																							
		液体廃棄設備																							
		圧縮空気設備																							

原子力科学研究所原子炉施設保安規定と審査基準との整理表

試験研究の用に供する原子炉等における保安規定の審査基準	原子力科学研究所原子炉施設保安規定（変更箇所を <u>下線</u> で示す。）	備考															
<p>(4) 試験研究用等原子炉の運転上の制限に関すること。</p>	<p><u>(運転停止後の措置)</u>                      第22条 臨界技術第1課長は、原子炉の運転を停止したときは、次の各号に掲げる事項を確認しなければならない。                      (1) <u>炉心タンクの水位が零以下であること。</u>                      (2) <u>中性子出力が正常に低下していること。</u>                      (3) <u>安全板が完全に挿入されていること。</u>                      2 前項の確認を行った後、臨界技術第1課長及び工務第1課長は、同日内において再起動を行わないときは、別表第10に掲げる設備の状態について、それぞれ点検しなければならない。                      3 工務第1課長は、前項の点検の結果を臨界技術第1課長に通報しなければならない。</p> <p>別表第10 原子炉運転停止後の本体施設及び特定施設の点検（第22条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1329 720 2481 997"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>設備等</th> <th>確認すべき設備状態</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本体施設</td> <td>制御設備</td> <td><u>ダンプ槽の水位</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">特定施設</td> <td>受変電設備</td> <td><u>電源の電圧</u></td> </tr> <tr> <td>気体廃棄設備</td> <td><u>排風機の作動状態</u></td> </tr> <tr> <td>液体廃棄設備</td> <td><u>貯槽の液位</u></td> </tr> <tr> <td>圧縮空気設備</td> <td><u>圧縮機の作動状態</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>【第11編 STACYの管理】  <u>(出力の制限)</u>                      第10条 臨界技術第1課長は、原子炉を運転するときは、最大熱出力200ワット以下で、かつ、                      1 <u>運転積算出力0.1キロワット時以下、週間積算出力0.3キロワット時以下、年間積算出力3キロワット時以下で行わなければならない。</u>  <u>(炉心装荷物の制限)</u>                      第11条 臨界技術第1課長は、第6条第1項の炉心証明書及び第7条第1項の原子炉運転実施計画に定められた物以外のものを炉心に装荷してはならない。なお、可動装荷物及びサンプル棒の設計・製作は、「原子力科学研究所STACY可動装荷物等設計・製作基準」に従わなければならない。</p>	施設区分	設備等	確認すべき設備状態	本体施設	制御設備	<u>ダンプ槽の水位</u>	特定施設	受変電設備	<u>電源の電圧</u>	気体廃棄設備	<u>排風機の作動状態</u>	液体廃棄設備	<u>貯槽の液位</u>	圧縮空気設備	<u>圧縮機の作動状態</u>	<p>(原子炉運転に関する変更)</p> <p>左記のとおり運転上の制限に関することについて定めている。                      (原子炉運転に関する変更)                      (原子炉運転に関する変更)</p>
	施設区分	設備等	確認すべき設備状態														
本体施設	制御設備	<u>ダンプ槽の水位</u>															
特定施設	受変電設備	<u>電源の電圧</u>															
	気体廃棄設備	<u>排風機の作動状態</u>															
	液体廃棄設備	<u>貯槽の液位</u>															
	圧縮空気設備	<u>圧縮機の作動状態</u>															

原子力科学研究所原子炉施設保安規定と審査基準との整理表

試験研究の用に供する原子炉等における保安規定の審査基準	原子力科学研究所原子炉施設保安規定（変更箇所を <u>下線</u> で示す。）	備考																																										
<p>(5) 試験研究用等原子炉の運転上の条件に関すること。</p>	<p>【第11編 STACYの管理】  <u>(安全保護回路の作動条件)</u>                      第15条 臨界技術第1課長は、原子炉について、別表第2に掲げるところにより、安全保護回路が作動するよう設定しなければならない。ただし、同表の解除の条件を満足する場合には、第7条第1項の原子炉運転実施計画で定めるとき又はその都度臨界ホット試験技術部長の承認を受けたときは、これを解除することができる。                      2 臨界ホット試験技術部長は、前項ただし書の承認をしようとするときは、原子炉主任技術者の同意を得なければならない。</p> <p>別表第2 <u>安全保護回路の作動条件（第7条関係、第15条関係）</u></p> <table border="1" data-bbox="1329 674 2478 1898"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>作動条件</th> <th>解除の条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>起動系炉周期短</td> <td><u>5秒以下になったとき。</u></td> <td><u>臨界未満状態でパルス中性子実験を行うとき。</u> <u>原子炉起動時の臨界未満状態で起動用中性子源を挿入するとき。</u></td> </tr> <tr> <td>運転系対数出力系炉周期短</td> <td><u>5秒以下になったとき。</u></td> <td><u>臨界未満状態でパルス中性子実験を行うとき。</u> <u>原子炉起動時の臨界未満状態で起動用中性子源を挿入するとき。</u></td> </tr> <tr> <td>安全出力系出力高</td> <td><u>200Wの110%以上になったとき。</u></td> <td>＝</td> </tr> <tr> <td>積分出力高</td> <td><u>0.1kW・h以上になったとき。</u></td> <td>＝</td> </tr> <tr> <td>炉心タンク水位高</td> <td><u>最大給水制限スイッチが炉心タンク内水位を検知したとき。</u></td> <td>＝</td> </tr> <tr> <td>地震加速度（水平）大</td> <td><u>0.25m/s<sup>2</sup>（25Gal）以上の水平地震が発生したとき。</u></td> <td>＝</td> </tr> <tr> <td>地震加速度（垂直）大</td> <td><u>0.25m/s<sup>2</sup>（25Gal）以上の垂直地震が発生したとき。</u></td> <td>＝</td> </tr> <tr> <td>電源電圧低</td> <td><u>90V以下になったとき。</u></td> <td>＝</td> </tr> <tr> <td>高圧電源電圧低</td> <td><u>設定電圧の-10%以下になったとき。</u></td> <td>＝</td> </tr> <tr> <td>手動スクラム</td> <td><u>スクラムボタンを押したとき。</u></td> <td>＝</td> </tr> <tr> <td>安全スイッチ</td> <td><u>スイッチボタンを押したとき。</u></td> <td>＝</td> </tr> <tr> <td>炉室（S）遮蔽扉開</td> <td><u>閉でない。</u></td> <td>＝</td> </tr> <tr> <td>炉下室（S）遮蔽扉開</td> <td><u>閉でない。</u></td> <td>＝</td> </tr> </tbody> </table>	項目	作動条件	解除の条件	起動系炉周期短	<u>5秒以下になったとき。</u>	<u>臨界未満状態でパルス中性子実験を行うとき。</u> <u>原子炉起動時の臨界未満状態で起動用中性子源を挿入するとき。</u>	運転系対数出力系炉周期短	<u>5秒以下になったとき。</u>	<u>臨界未満状態でパルス中性子実験を行うとき。</u> <u>原子炉起動時の臨界未満状態で起動用中性子源を挿入するとき。</u>	安全出力系出力高	<u>200Wの110%以上になったとき。</u>	＝	積分出力高	<u>0.1kW・h以上になったとき。</u>	＝	炉心タンク水位高	<u>最大給水制限スイッチが炉心タンク内水位を検知したとき。</u>	＝	地震加速度（水平）大	<u>0.25m/s<sup>2</sup>（25Gal）以上の水平地震が発生したとき。</u>	＝	地震加速度（垂直）大	<u>0.25m/s<sup>2</sup>（25Gal）以上の垂直地震が発生したとき。</u>	＝	電源電圧低	<u>90V以下になったとき。</u>	＝	高圧電源電圧低	<u>設定電圧の-10%以下になったとき。</u>	＝	手動スクラム	<u>スクラムボタンを押したとき。</u>	＝	安全スイッチ	<u>スイッチボタンを押したとき。</u>	＝	炉室（S）遮蔽扉開	<u>閉でない。</u>	＝	炉下室（S）遮蔽扉開	<u>閉でない。</u>	＝	<p>左記のとおり運転上の条件に関することについて定めている。                      （原子炉運転に関する変更）</p>
項目	作動条件	解除の条件																																										
起動系炉周期短	<u>5秒以下になったとき。</u>	<u>臨界未満状態でパルス中性子実験を行うとき。</u> <u>原子炉起動時の臨界未満状態で起動用中性子源を挿入するとき。</u>																																										
運転系対数出力系炉周期短	<u>5秒以下になったとき。</u>	<u>臨界未満状態でパルス中性子実験を行うとき。</u> <u>原子炉起動時の臨界未満状態で起動用中性子源を挿入するとき。</u>																																										
安全出力系出力高	<u>200Wの110%以上になったとき。</u>	＝																																										
積分出力高	<u>0.1kW・h以上になったとき。</u>	＝																																										
炉心タンク水位高	<u>最大給水制限スイッチが炉心タンク内水位を検知したとき。</u>	＝																																										
地震加速度（水平）大	<u>0.25m/s<sup>2</sup>（25Gal）以上の水平地震が発生したとき。</u>	＝																																										
地震加速度（垂直）大	<u>0.25m/s<sup>2</sup>（25Gal）以上の垂直地震が発生したとき。</u>	＝																																										
電源電圧低	<u>90V以下になったとき。</u>	＝																																										
高圧電源電圧低	<u>設定電圧の-10%以下になったとき。</u>	＝																																										
手動スクラム	<u>スクラムボタンを押したとき。</u>	＝																																										
安全スイッチ	<u>スイッチボタンを押したとき。</u>	＝																																										
炉室（S）遮蔽扉開	<u>閉でない。</u>	＝																																										
炉下室（S）遮蔽扉開	<u>閉でない。</u>	＝																																										



原子力科学研究所原子炉施設保安規定と審査基準との整理表

試験研究の用に供する原子炉等における保安規定の審査基準	原子力科学研究所原子炉施設保安規定（変更箇所を <u>下線</u> で示す。）	備考																																							
	<p><u>（警報回路の作動条件）</u></p> <p>第16条 <u>臨界技術第1課長は、原子炉について、別表第5に掲げるところにより、警報回路が作動するよう設定しなければならない。</u></p> <p>別表第5 <u>警報回路の作動条件（第16条関係）</u></p> <table border="1" data-bbox="1323 449 2481 1367"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>作 動 条 件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">起 動 系</td> <td>炉周期短</td> <td>20秒以下になったとき。</td> </tr> <tr> <td>高压電源電圧低</td> <td>設定電圧の-5%以下になったとき。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">運転系線型 出力系</td> <td>測定範囲逸脱</td> <td>各測定レンジの10%以下又は90%以上になったとき。</td> </tr> <tr> <td>高压電源電圧低</td> <td>設定電圧の-5%以下になったとき。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">運転系対数 出力系</td> <td>炉周期短</td> <td>20秒以下になったとき。</td> </tr> <tr> <td>高压電源電圧低</td> <td>設定電圧の-5%以下になったとき。</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">安全出力系</td> <td>出力高</td> <td>原子炉出力180W以上になったとき。</td> </tr> <tr> <td>積分出力高</td> <td>原子炉積分出力40W・h以上になったとき。</td> </tr> <tr> <td>高压電源電圧低</td> <td>設定電圧の-5%以下になったとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>炉心タンク水位高</td> <td>炉心タンク内水位が予想臨界水位の3/4以上になったとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>高速給水流量高</td> <td>炉心タンク水位上昇速度2.5mm/sに相当する流量以上になったとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>低速給水流量高</td> <td>反応度添加率3セント/s及び炉心タンク水位上昇速度1mm/sに相当する流量以上になったとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>炉心温度高</td> <td>70℃以上になったとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ダンプ槽温度高</td> <td>70℃以上になったとき。</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	作 動 条 件	起 動 系	炉周期短	20秒以下になったとき。	高压電源電圧低	設定電圧の-5%以下になったとき。	運転系線型 出力系	測定範囲逸脱	各測定レンジの10%以下又は90%以上になったとき。	高压電源電圧低	設定電圧の-5%以下になったとき。	運転系対数 出力系	炉周期短	20秒以下になったとき。	高压電源電圧低	設定電圧の-5%以下になったとき。	安全出力系	出力高	原子炉出力180W以上になったとき。	積分出力高	原子炉積分出力40W・h以上になったとき。	高压電源電圧低	設定電圧の-5%以下になったとき。		炉心タンク水位高	炉心タンク内水位が予想臨界水位の3/4以上になったとき。		高速給水流量高	炉心タンク水位上昇速度2.5mm/sに相当する流量以上になったとき。		低速給水流量高	反応度添加率3セント/s及び炉心タンク水位上昇速度1mm/sに相当する流量以上になったとき。		炉心温度高	70℃以上になったとき。		ダンプ槽温度高	70℃以上になったとき。	<p>（原子炉運転に関する変更）</p>
項 目	作 動 条 件																																								
起 動 系	炉周期短	20秒以下になったとき。																																							
	高压電源電圧低	設定電圧の-5%以下になったとき。																																							
運転系線型 出力系	測定範囲逸脱	各測定レンジの10%以下又は90%以上になったとき。																																							
	高压電源電圧低	設定電圧の-5%以下になったとき。																																							
運転系対数 出力系	炉周期短	20秒以下になったとき。																																							
	高压電源電圧低	設定電圧の-5%以下になったとき。																																							
安全出力系	出力高	原子炉出力180W以上になったとき。																																							
	積分出力高	原子炉積分出力40W・h以上になったとき。																																							
	高压電源電圧低	設定電圧の-5%以下になったとき。																																							
	炉心タンク水位高	炉心タンク内水位が予想臨界水位の3/4以上になったとき。																																							
	高速給水流量高	炉心タンク水位上昇速度2.5mm/sに相当する流量以上になったとき。																																							
	低速給水流量高	反応度添加率3セント/s及び炉心タンク水位上昇速度1mm/sに相当する流量以上になったとき。																																							
	炉心温度高	70℃以上になったとき。																																							
	ダンプ槽温度高	70℃以上になったとき。																																							
	<p><u>（負圧の維持）</u></p> <p>第17条 <u>工務第1課長は、原子炉の運転中、炉室内の圧力を別表第6に掲げるところにより負圧に維持するよう努めなければならない。</u></p> <p>2 <u>臨界技術第1課長は、別表第7に掲げるグローブボックスを使用するときは、グローブボックス内の圧力を負圧に維持しなければならない。</u></p> <p>別表第6 <u>炉室の負圧の維持の基準（第17条関係）</u></p> <table border="1" data-bbox="1323 1730 2481 1871"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>維 持 管 理 値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>炉室内の圧力</td> <td>-49 ～ -245Pa (水柱-5mm ～ -25mm)</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	維 持 管 理 値	炉室内の圧力	-49 ～ -245Pa (水柱-5mm ～ -25mm)	<p>（原子炉運転に関する変更）</p> <p>（項番号の繰下げ）</p>																																			
項 目	維 持 管 理 値																																								
炉室内の圧力	-49 ～ -245Pa (水柱-5mm ～ -25mm)																																								

原子力科学研究所原子炉施設保安規定と審査基準との整理表

試験研究の用に供する原子炉等における保安規定の審査基準	原子力科学研究所原子炉施設保安規定（変更箇所を <u>下線</u> で示す。）	備考																																				
<p>5. 臨界実験装置については、以下の事項が定められていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>燃料体、減速材、反射材等の配置及び配置替えに伴う炉心特性の算定及びその結果の承認に関すること。</li> </ul>	<p>【第11編 STACYの管理】</p> <p><u>(炉心構成書)</u></p> <p>第5条 <u>臨界ホット試験技術部長は、新炉心を構成しようとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした炉心構成書を作成し、原子力科学研究所長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</u></p> <p>(1) <u>実験の目的</u></p> <p>(2) <u>最大熱出力</u></p> <p>(3) <u>炉心構成</u></p> <p>(4) <u>給水制限</u></p> <p>(5) <u>過剰反応度</u></p> <p>(6) <u>安全板の反応度</u></p> <p>2 <u>前項の炉心構成書は、別表第1に掲げる炉心構成の条件を満たすものでなければならない。</u></p> <p>3 <u>原子力科学研究所長は、第1項の承認をしようとするときは、原子炉主任技術者の同意を得なければならない。</u></p> <p>別表第1 <u>炉心構成の条件（第5条関係）</u></p> <table border="1" data-bbox="1329 919 2478 1906"> <thead> <tr> <th data-bbox="1329 919 2003 961">項 目</th> <th data-bbox="2003 919 2478 961">条 件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1329 961 2003 1003">(1) <u>炉心</u></td> <td data-bbox="2003 961 2478 1003"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1329 1003 2003 1045">イ <u>ウラン棒状燃料</u></td> <td data-bbox="2003 1003 2478 1045"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1329 1045 2003 1087">1) <u>種類</u></td> <td data-bbox="2003 1045 2478 1087"><u>二酸化ウラン</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1329 1087 2003 1129">2) <u><sup>235</sup>U濃縮度</u></td> <td data-bbox="2003 1087 2478 1129"><u>10wt%以下</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1329 1129 2003 1171">3) <u>最大挿入量</u></td> <td data-bbox="2003 1129 2478 1171"><u>720kgU</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1329 1171 2003 1213">4) <u>挿入本数</u></td> <td data-bbox="2003 1171 2478 1213"><u>50本以上900本以下（ただし、140cm超の給水によっても臨界とならない場合は900本以下）</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1329 1213 2003 1255">ロ <u>中性子毒物添加棒状燃料</u></td> <td data-bbox="2003 1213 2478 1255"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1329 1255 2003 1297">1) <u>種類</u></td> <td data-bbox="2003 1255 2478 1297"><u>二酸化ウラン</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1329 1297 2003 1339">2) <u><sup>235</sup>U濃縮度</u></td> <td data-bbox="2003 1297 2478 1339"><u>10wt%以下</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1329 1339 2003 1381">3) <u>最大挿入量（燃料試料挿入管を含む。）</u></td> <td data-bbox="2003 1339 2478 1381"><u>炉心に装荷する総ウラン重量（燃料試料挿入管を含む。）の1/100以下</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1329 1381 2003 1423">(2) <u>最大過剰反応度</u></td> <td data-bbox="2003 1381 2478 1423"><u>0.8ドル</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1329 1423 2003 1465">(3) <u>安全板による停止時の中性子実効増倍率</u></td> <td data-bbox="2003 1423 2478 1465"><u>0.985以下</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1329 1465 2003 1507">(4) <u>最大反応度値を有する安全板1枚が挿入不能の場合の中性子実効増倍率</u></td> <td data-bbox="2003 1465 2478 1507"><u>0.995以下</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1329 1507 2003 1549">(5) <u>制御設備による最大反応度添加率</u></td> <td data-bbox="2003 1507 2478 1549"><u>3セント/s</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1329 1549 2003 1591">(6) <u>可動装荷物による最大反応度添加率</u></td> <td data-bbox="2003 1549 2478 1591"><u>3セント/s</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1329 1591 2003 1633">(7) <u>可動装荷物の反応度値</u></td> <td data-bbox="2003 1591 2478 1633"><u>0.3ドル以下</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1329 1633 2003 1675">(8) <u>減速材及び反射材温度</u></td> <td data-bbox="2003 1633 2478 1675"><u>70℃以下</u></td> </tr> </tbody> </table>	項 目	条 件	(1) <u>炉心</u>		イ <u>ウラン棒状燃料</u>		1) <u>種類</u>	<u>二酸化ウラン</u>	2) <u><sup>235</sup>U濃縮度</u>	<u>10wt%以下</u>	3) <u>最大挿入量</u>	<u>720kgU</u>	4) <u>挿入本数</u>	<u>50本以上900本以下（ただし、140cm超の給水によっても臨界とならない場合は900本以下）</u>	ロ <u>中性子毒物添加棒状燃料</u>		1) <u>種類</u>	<u>二酸化ウラン</u>	2) <u><sup>235</sup>U濃縮度</u>	<u>10wt%以下</u>	3) <u>最大挿入量（燃料試料挿入管を含む。）</u>	<u>炉心に装荷する総ウラン重量（燃料試料挿入管を含む。）の1/100以下</u>	(2) <u>最大過剰反応度</u>	<u>0.8ドル</u>	(3) <u>安全板による停止時の中性子実効増倍率</u>	<u>0.985以下</u>	(4) <u>最大反応度値を有する安全板1枚が挿入不能の場合の中性子実効増倍率</u>	<u>0.995以下</u>	(5) <u>制御設備による最大反応度添加率</u>	<u>3セント/s</u>	(6) <u>可動装荷物による最大反応度添加率</u>	<u>3セント/s</u>	(7) <u>可動装荷物の反応度値</u>	<u>0.3ドル以下</u>	(8) <u>減速材及び反射材温度</u>	<u>70℃以下</u>	<p>左記のとおり臨界実験装置の燃料体、減速材、反射材等の配置及び配置替えに伴う炉心特性の算定及びその結果の承認に関することについて定めている。</p> <p>（原子炉運転に関する変更）</p>
項 目	条 件																																					
(1) <u>炉心</u>																																						
イ <u>ウラン棒状燃料</u>																																						
1) <u>種類</u>	<u>二酸化ウラン</u>																																					
2) <u><sup>235</sup>U濃縮度</u>	<u>10wt%以下</u>																																					
3) <u>最大挿入量</u>	<u>720kgU</u>																																					
4) <u>挿入本数</u>	<u>50本以上900本以下（ただし、140cm超の給水によっても臨界とならない場合は900本以下）</u>																																					
ロ <u>中性子毒物添加棒状燃料</u>																																						
1) <u>種類</u>	<u>二酸化ウラン</u>																																					
2) <u><sup>235</sup>U濃縮度</u>	<u>10wt%以下</u>																																					
3) <u>最大挿入量（燃料試料挿入管を含む。）</u>	<u>炉心に装荷する総ウラン重量（燃料試料挿入管を含む。）の1/100以下</u>																																					
(2) <u>最大過剰反応度</u>	<u>0.8ドル</u>																																					
(3) <u>安全板による停止時の中性子実効増倍率</u>	<u>0.985以下</u>																																					
(4) <u>最大反応度値を有する安全板1枚が挿入不能の場合の中性子実効増倍率</u>	<u>0.995以下</u>																																					
(5) <u>制御設備による最大反応度添加率</u>	<u>3セント/s</u>																																					
(6) <u>可動装荷物による最大反応度添加率</u>	<u>3セント/s</u>																																					
(7) <u>可動装荷物の反応度値</u>	<u>0.3ドル以下</u>																																					
(8) <u>減速材及び反射材温度</u>	<u>70℃以下</u>																																					

原子力科学研究所原子炉施設保安規定と審査基準との整理表

試験研究の用に供する原子炉等における保安規定の審査基準	原子力科学研究所原子炉施設保安規定（変更箇所を <u>下線</u> で示す。）	備考																	
<p>6. 地震、火災等の発生時に講ずべき措置について定められていること。</p>	<p><u>(炉心証明書)</u></p> <p>第6条 臨界技術第1課長は、炉心を構成するとき、次の各号に掲げる事項のうち、第1号及び第2号の事項並びに第3号から第5号までの推定値（計算解析により算定。ただし、測定値により推定可能な場合は計算解析を省略することができる。）を記載した炉心証明書を作成し、<u>臨界ホット試験技術部長の承認を受けなければならない。</u>なお、次項の承認を受けた炉心を構成する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) <u>最大熱出力</u></p> <p>(2) <u>炉心構成</u></p> <p>(3) <u>臨界量</u></p> <p>(4) <u>過剰反応度</u></p> <p>(5) <u>安全板の反応度</u></p> <p>(6) <u>炉心構成の変化範囲</u></p> <p>2 臨界技術第1課長は、前項で承認を受けた炉心において運転を行う場合、前項第3号から第5号までの測定値及び第6号を記載した炉心証明書を作成し、<u>臨界ホット試験技術部長の承認を受けなければならない。</u></p> <p>3 臨界ホット試験技術部長は、前2項の承認をしようとするときは、<u>原子炉主任技術者の同意を得なければならない。</u></p> <p><b>【第11編 STACYの管理】</b></p> <p><u>(警報回路が作動した場合の措置)</u></p> <p>第34条 臨界技術第1課長は、別表第5に掲げる警報回路が作動したときは、その原因及び状況を調査し、<u>正常状態に復帰させるための措置を講じなければならない。</u>この場合において、その原因が特定施設にあるときは、<u>工務第1課長に通報しなければならない。</u></p> <p>2 工務第1課長は、前項の通報を受けたときは、<u>正常状態に復帰させるための措置を講ずるとともに、その原因及び状況並びに講じた措置を臨界技術第1課長に通報しなければならない。</u></p> <p>3 臨界技術第1課長は、第1項で作動した警報回路が正常に復帰できない場合は、<u>警報原因の区分に応じて別表第18に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p>4 臨界技術第1課長は、別表第18に掲げる措置により原子炉を手動停止したときは、<u>第37条に定める原子炉が計画外停止した場合等の措置を講じなければならない。</u></p> <p>別表第18 <u>警報回路が復帰できなかったときの措置（第34条関係）</u></p> <table border="1" data-bbox="1329 1661 2487 1887"> <thead> <tr> <th>警報原因の区分</th> <th>措置</th> <th colspan="2">警報回路の項目</th> <th>運転継続又は停止の条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">原子炉施設の保安に影響を及ぼすと考えられる場合</td> <td rowspan="4">運転停止</td> <td rowspan="2">起動系</td> <td>炉周期短</td> <td>＝</td> </tr> <tr> <td>高圧電源電圧低</td> <td>＝</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">運転系線型出力系</td> <td>測定範囲逸脱</td> <td>＝</td> </tr> <tr> <td>高圧電源電圧低</td> <td>＝</td> </tr> </tbody> </table>	警報原因の区分	措置	警報回路の項目		運転継続又は停止の条件	原子炉施設の保安に影響を及ぼすと考えられる場合	運転停止	起動系	炉周期短	＝	高圧電源電圧低	＝	運転系線型出力系	測定範囲逸脱	＝	高圧電源電圧低	＝	<p>(原子炉運転に関する変更)</p> <p>左記のとおり地震、火災等の発生時に講ずべき措置について定めている。 (原子炉運転に関する変更)</p>
警報原因の区分	措置	警報回路の項目		運転継続又は停止の条件															
原子炉施設の保安に影響を及ぼすと考えられる場合	運転停止	起動系	炉周期短	＝															
			高圧電源電圧低	＝															
		運転系線型出力系	測定範囲逸脱	＝															
			高圧電源電圧低	＝															

原子力科学研究所原子炉施設保安規定と審査基準との整理表

試験研究の用に供する原子炉等における保安規定の審査基準	原子力科学研究所原子炉施設保安規定（変更箇所を下線で示す。）				備考	
		運転系対 数出力系	炉周期短	=====		
			高圧電源電圧低	=====		
		安全出力 系	出力高	ただし、出力180W～200Wの 運転を行う場合は運転継続		
			積分出力高	ただし、積分出力40W・h～ 0.1kW・hの運転を行う場合 は運転継続		
			高圧電源電圧低	=====		
		高速給水流量高		=====		
		低速給水流量高		=====		
		炉心温度高		=====		
		ダンプ槽温度高		=====		
	原子炉施設の保 安に影響を与え ない場合	運転継続	炉心タンク水位高	正常状態であるため運転継続		
	<p><u>（安全保護回路が作動した場合の措置）</u></p> <p>第35条 臨界技術第1課長は、安全保護回路が作動したときは、その原因及び状況を調査しなければならない。この場合において、その原因が特定施設にある場合は、工務第1課長に通報しなければならない。</p> <p>2 工務第1課長は、前項の通報を受けた場合において、その原因が特定施設にあるときは、その原因及び状況を調査し、復旧措置を講ずるとともに、その原因及び状況並びに講じた措置を臨界技術第1課長に通報しなければならない。</p> <p>3 臨界技術第1課長は、安全保護回路が作動した原因及びその状況の把握に努め、第37条に定める原子炉が計画外停止した場合等の措置を講じなければならない。</p> <p><u>（原子炉が計画外停止した場合等の措置）</u></p> <p>第37条 臨界技術第1課長は、第35条に定める安全保護回路が作動したとき、第34条に定める警報回路が復帰できずに原子炉を停止したとき又は原子炉施設の保安を確保する必要から計画外に原子炉を手動停止したとき（以下、この編において「計画外停止」という。）は、計画外停止となった原因を除去するための措置を講ずるとともに、次の各号に掲げる事項を確認しなければならない。</p> <p>(1) 作動した安全保護回路の項目及びその原因</p> <p>(2) 中性子出力の正常な低下</p> <p>(3) 安全板の完全挿入</p> <p>(4) 炉心タンク内の完全排水</p> <p>2 臨界技術第1課長は、原子炉が計画外停止したときは、放射線管理第2課長に通報しなければならない。</p> <p>3 放射線管理第2課長は、前項の通報を受けたときは、放射性物質の施設外及び施設内への</p>				<p>（原子炉運転に関する変更）</p> <p>（原子炉運転に関する変更）</p>	

原子力科学研究所原子炉施設保安規定と審査基準との整理表

試験研究の用に供する原子炉等における保安規定の審査基準	原子力科学研究所原子炉施設保安規定（変更箇所を <u>下線</u> で示す。）	備 考
	<p><u>放出の有無を確認し、臨界技術第1課長に通報しなければならない。</u></p> <p>4 <u>臨界技術第1課長は、第1項の措置及び確認を行ったとき並びに前項の通報を受けたときは、臨界ホット試験技術部長、原子炉主任技術者及び品質保証課長に通報しなければならない。</u></p> <p>5 <u>臨界ホット試験技術部長は、前項の通報を受けたときは、所長に通報しなければならない。</u>  <u>（計画外停止後に原子炉を再起動する場合の措置）</u></p> <p>第38条 <u>臨界技術第1課長は、原子炉が計画外停止した場合において、前条に定める措置を講じた結果、原子炉の運転を再開しようとするときは、次の各号に掲げる事項を確認しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>安全保護回路及び警報回路が正常に復帰していること。</u></p> <p>(2) <u>作動した安全保護回路又は警報回路の計器及び原子炉の運転に係る放射線測定器の指示が正常な値を示していること。</u></p> <p>(3) <u>第18条第1項及び第2項により確認した状態が維持されていること。</u></p> <p>2 <u>臨界技術第1課長は、前項の確認のうち、原子炉を再起動しようとするときは、臨界ホット試験技術部長の承認を受けなければならない。ただし、次のいずれかに該当するときは、臨界ホット試験技術部長の承認を受けずに原子炉を再起動することができる。</u></p> <p>(1) <u>STACY施設外で電気事故が発生し、その事故の波及又は波及防止の措置として原子炉を停止したとき。</u></p> <p>(2) <u>自然災害（地震を除く。）が発生し、その波及防止の措置として原子炉を停止したとき。</u></p> <p>3 <u>臨界ホット試験技術部長は、前項の承認をしようとするときは、原子炉主任技術者の同意を得なければならない。</u>  <u>（点検等において異常を認めた場合の措置）</u></p> <p>第39条 <u>臨界技術第1課長は、第18条の運転開始前の措置、第22条の運転停止後の措置、第33条の2の不使用設備の点検並びに第43条の自然現象等が発生した場合の措置の結果、異常を認めたときは、その原因及び状況を調査し、正常状態に復帰させるための措置を講じなければならない。また、その異常が特定施設に影響を及ぼすおそれのある場合は、工務第1課長に通報しなければならない。</u></p> <p>2 <u>工務第1課長は、第18条の運転開始前の措置、第21条の原子炉運転日の巡視、第22条の運転停止後の措置、第27条の原子炉停止中の巡視及び第43条の自然現象等が発生した場合の措置の結果、異常を認めたときは、その原因及び状況を調査し、正常状態に復帰させるための措置を講ずるとともに、臨界技術第1課長に通報しなければならない。</u></p> <p>3 <u>臨界技術第1課長は、前項の通報を受けたとき、第2編第56条の定めにより放射線管理第2課長から異常を認めた旨の通報を受けたとき及び第1項の調査の結果、その異常が原子炉の運転に支障を及ぼすと認めるときは、臨界ホット試験技術部長及び原子炉主任技術者に通報しなければならない。</u></p> <p>4 <u>臨界ホット試験技術部長は、前項の通報を受けたときは、所長に通報しなければならない。</u></p>	<p>（原子炉運転に関する変更）</p> <p>（原子炉運転に関する変更、記載の適正化）</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定と審査基準との整理表

試験研究の用に供する原子炉等における保安規定の審査基準	原子力科学研究所原子炉施設保安規定（変更箇所を <u>下線</u> で示す。）	備考
	<p>(火災発生時の措置)</p> <p>第39条の2 臨界技術第1課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、施設に火災が発生した場合は、第1編第40条に基づき関係者に通報するとともに、施設の安全を確保するための早期消火及び延焼の防止に努めなければならない。</p> <p><u>2 臨界技術第1課長は、原子炉の運転中、施設内で火災が発生し、炉室の負圧が維持できなくなる等、原子炉の運転に支障を及ぼすおそれがある場合、原子炉を停止しなければならない。</u></p> <p><u>3 火災鎮火後、臨界技術第1課長は本体施設を、工務第1課長は特定施設を、放射線管理第2課長は放射線管理施設を、それぞれ施設の損傷の有無を確認しなければならない。</u></p> <p><u>4 工務第1課長及び放射線管理第2課長は、前項の確認の結果を臨界技術第1課長に通報しなければならない。</u></p> <p><u>5 臨界技術第1課長は、第2項の確認を行ったとき及び前項の通報を受けたときは、臨界ホット試験技術部長及び危機管理課長に通報しなければならない。</u></p> <p>(自然現象等が発生した場合の措置)</p> <p>第43条 震度4以上の地震が発生したときは、<u>臨界技術第1課長は本体施設を、工務第1課長は特定施設を、放射線管理第2課長は放射線管理施設を、それぞれ点検しなければならない。</u></p> <p><u>2 竜巻に対して、次の各号に掲げる課長は、それぞれ当該各号に定める措置を講じなければならない。</u></p> <p>(1) <u>竜巻によりSTACYに影響が及ぶおそれがある場合、臨界技術第1課長は、原子炉の運転中であっては、原子炉を停止しなければならない。</u></p> <p>(2) <u>竜巻がSTACY周辺を通過した場合又は通過したおそれがある場合、臨界技術第1課長は本体施設を、工務第1課長は特定施設を、放射線管理第2課長は放射線管理施設を、それぞれ点検しなければならない。</u></p> <p><u>3 火山の噴火に対して、次の各号に掲げる課長は、それぞれ当該各号に定める措置を講じなければならない。</u></p> <p>(1) <u>STACYに影響を及ぼす降灰のおそれがある場合、臨界技術第1課長は、原子炉の運転中であっては、原子炉を停止しなければならない。</u></p> <p>(2) <u>STACYに影響を及ぼす降灰があった場合、臨界技術第1課長は本体施設を、工務第1課長は特定施設を、放射線管理第2課長は放射線管理施設を、それぞれ点検しなければならない。</u></p> <p>(3) <u>降下火砕物の荷重により、STACYに損傷を及ぼすおそれがある場合、臨界技術第1課長は、降下火砕物の除去を行わなければならない。</u></p> <p><u>4 原子力科学研究所内の森林火災、その他外部火災又は爆発が発生し、STACYに影響を及ぼすおそれがある場合、次の各号に掲げる課長は、それぞれ当該各号に定める措置を講じなければならない。</u></p> <p>(1) <u>臨界技術第1課長は、原子炉の運転中であっては、原子炉を停止しなければならない。</u></p> <p><u>また、外部火災の影響によるばい煙が制御室に侵入するおそれがある場合は、制御室の換</u></p>	<p>備考</p> <p>(原子炉運転に関する変更)</p> <p>(項番号の繰下げ)</p> <p>(項番号の繰下げ)</p> <p>(項番号の繰下げ)</p> <p>(自然現象等が発生した場合の記載を明確化)</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定と審査基準との整理表

試験研究の用に供する原子炉等における保安規定の審査基準	原子力科学研究所原子炉施設保安規定（変更箇所を <u>下線</u> で示す。）	備 考
<p>試験炉規則第15条第1項第6号ニ～試験炉規則第15条第1項第9号</p>	<p><u>気空調設備を停止し、ダンパを閉止する。</u></p> <p>(2) <u>当該火災の終息後、臨界技術第1課長は本体施設を、工務第1課長は特定施設を、放射線管理第2課長は放射線管理施設を、それぞれ点検しなければならない。</u></p> <p>5 <u>STACYに到達するおそれがある津波が発生した場合、次の各号に掲げる課長は、それぞれ当該各号に定める措置を講じなければならない。</u></p> <p>(1) <u>臨界技術第1課長は、原子炉の運転中にあつては、原子炉を停止しなければならない。</u></p> <p>(2) <u>原子力科学研究所の敷地に津波が遡上したときは、臨界技術第1課長は本体施設を、工務第1課長は特定施設を、放射線管理第2課長は放射線管理施設を、それぞれ点検しなければならない。</u></p> <p>6 <u>臨界技術第1課長は、原子炉の運転中、施設周辺で有毒ガスが発生した場合は、必要に応じて原子炉を停止するとともに、運転要員を退避させる措置を講じなければならない。</u></p> <p>7 <u>工務第1課長及び放射線管理第2課長は、第1項から第5項の点検の結果を臨界技術第1課長に通報しなければならない。</u></p> <p>8 <u>臨界技術第1課長は、第1項から第5項までの点検又は第6項の措置を行ったとき及び前項の通報を受けたときは、臨界ホット試験技術部長及び危機管理課長に通報しなければならない。</u></p>	<p>備考</p>
<p>試験炉規則第15条第1項第10号</p> <p><b>放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法</b></p> <p>1. 放射線測定器（放出管理用計測器及び放射線計測器を含む。以下同じ。）の種類、所管箇所、数量及び機能の維持の方法並びにその使用方法（測定及び評価の方法を含む。）が定められていること。</p> <p>2. 放射線測定器の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部等として、第17号における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。</p>	<p><b>【第2編 放射線管理】</b></p> <p>（放射線測定機器の維持点検及び巡視）</p> <p>第38条 区域放射線管理担当課長は、第3編第36条、第4編第19条、第5編第69条、第6編第27条、第7編第61条、第8編第31条、第9編第29条、第11編第47条及び第12編第18条に規定する放射線測定機器を備え付けるとともに、その性能を常に正常に維持するよう、各施設編に定める施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表に定めるところにより管理しなければならない。</p> <p>2 区域放射線管理担当課長は、前項に定める放射線測定機器の動作状況を毎週1回以上、巡視しなければならない。ただし、原子炉施設の運転が1週間以上連続して停止される場合において、当該測定機器による監視を必要としないときは、この限りではない。この場合にあつても、1月を超えない範囲内で1回以上、巡視するものとする。</p> <p>3 区域放射線管理担当課長は、第5編別表第25、第7編別表第23及び第11編別表第19に掲げる放射線測定機器の動作状況を原子炉の運転開始前に点検し、その結果を本体施設の施設管理者に通報しなければならない。</p> <p>4 区域放射線管理担当課長は、同一運転日において予定した原子炉の運転を再開するときは、第3項の点検を省略することができる。</p> <p>5 環境放射線管理課長は、別表第15に掲げる放射線測定機器及び別表第15の2に掲げる可搬型の放射線測定機器について、その性能を常に正常に維持するよう、施設管理実施計画並び</p>	<p>本申請の範囲外</p> <p>左記のとおり放射線測定機器の種類、所管箇所、数量及び機能の維持の方法並びにその使用方法について定めている。</p> <p>（STACYの原子炉運転に関する変更）</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定と審査基準との整理表

試験研究の用に供する原子炉等における保安規定の審査基準	原子力科学研究所原子炉施設保安規定（変更箇所を <u>下線</u> で示す。）	備 考																	
<p>試験炉規則第15条第1項第11号</p> <p>試験炉規則第15条第1項第12号</p> <p><b>核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵等</b></p> <p>1. 事業所内における新燃料の運搬及び貯蔵並びに使用済燃料の運搬及び貯蔵に際して、臨界に達しないようにする措置その他の保安のために講ずべき措置を講ずること、貯蔵施設における貯蔵の条件等が定められていること。</p>	<p>に設備保全整理表及び検査要否整理表に定めるところにより管理しなければならない。</p> <p>6 環境放射線管理課長は、下表に掲げる測定機器等について、巡視しなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="1353 310 2148 684"> <thead> <tr> <th>測定機器等</th> <th>項 目</th> <th>頻 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">放射線測定機器 (モニタリングポスト)</td> <td>(1) 外観</td> <td rowspan="2">1回/週</td> </tr> <tr> <td>(2) 動作状況</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">可搬型の放射線測定機器 (サーベイメータ)</td> <td>(1) 外観</td> <td rowspan="2">1回/月</td> </tr> <tr> <td>(2) 動作状況</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">非常用電源装置 (自動起動式設置型発電機)</td> <td>(1) 外観</td> <td rowspan="2">1回/週</td> </tr> <tr> <td>(2) 燃料量*</td> </tr> <tr> <td>動作状況</td> <td>1回/2月</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 自動起動式設置型発電機のタンクに、連続運転可能時間が24時間を下回らないよう、必要な燃料量が保管されていることを確認する。</p> <p>7 線量管理課長は、放射線測定機器の性能を確認するため、第3編、第4編、第5編、第6編、第7編、第8編、第9編、第11編及び第12編において区域放射線管理担当課長が定める設備保全整理表並びに第37条の4において環境放射線管理課長が定める設備保全整理表により点検を行い、その結果をそれぞれ、区域放射線管理担当課長及び環境放射線管理課長に通知しなければならない。</p> <p><b>【第11編 STACYの管理】</b> (燃料又は使用済棒状燃料の受入れ)</p> <p>第28条 臨界技術第1課長は、燃料<u>又は使用済棒状燃料</u>を受け入れるときは、臨界ホット試験技術部長の承認を受けなければならない。<u>ただし、使用済棒状燃料の受入れは、核燃料施設等における新規制基準の適用の考え方（平成25年11月6日、原子力規制庁）に示される適合確認の完了後としなければならない。</u></p> <p>2 臨界ホット試験技術部長は、前項の承認をしようとするときは、原子炉主任技術者の同意を得なければならない。</p> <p>3 臨界技術第1課長は、燃料<u>又は使用済棒状燃料</u>を受け入れようとするときは、次の各号に</p>	測定機器等	項 目	頻 度	放射線測定機器 (モニタリングポスト)	(1) 外観	1回/週	(2) 動作状況	可搬型の放射線測定機器 (サーベイメータ)	(1) 外観	1回/月	(2) 動作状況	非常用電源装置 (自動起動式設置型発電機)	(1) 外観	1回/週	(2) 燃料量*	動作状況	1回/2月	<p>本申請の範囲外</p> <p>左記のとおり核燃料物質の貯蔵に際し、臨界に達しないようにする措置その他の保安のために講ずべき措置を講ずること、貯蔵施設における貯蔵の条件等について定めている。</p> <p>(使用済棒状燃料の追加(以下同じ)) (使用済棒状燃料の受入れは新規制基準適合確認後とするため)</p> <p>(使用済棒状燃料の追加</p>
測定機器等	項 目	頻 度																	
放射線測定機器 (モニタリングポスト)	(1) 外観	1回/週																	
	(2) 動作状況																		
可搬型の放射線測定機器 (サーベイメータ)	(1) 外観	1回/月																	
	(2) 動作状況																		
非常用電源装置 (自動起動式設置型発電機)	(1) 外観	1回/週																	
	(2) 燃料量*																		
	動作状況	1回/2月																	



原子力科学研究所原子炉施設保安規定と審査基準との整理表

試験研究の用に供する原子炉等における保安規定の審査基準	原子力科学研究所原子炉施設保安規定（変更箇所を <u>下線</u> で示す。）	備考												
	<p>掲げる事項について、点検しなければならない。なお、受入れにおいては、臨界に達しないように燃料又は使用済棒状燃料を取り扱わなければならない。</p> <p>(1) 棒状燃料            イ 棒状燃料の番号及び数量            ロ 棒状燃料の表面汚染            ハ 棒状燃料の外観</p> <p>(2) <u>使用済棒状燃料</u>            イ <u>使用済棒状燃料の番号及び数量</u>            ロ <u>使用済棒状燃料の表面汚染</u>            ハ <u>使用済棒状燃料の外観</u></p> <p>4 臨界技術第1課長は、前項の点検の終了後、次の各号に掲げる事項について、臨界ホット試験技術部長に報告するとともに、原子炉主任技術者に通知しなければならない。</p> <p>(1) 受け入れた年月日            (2) 点検の結果            (3) 受け入れた燃料又は使用済棒状燃料の種類及び数量            (4) 貯蔵状況            （燃料、溶液系燃料、<u>黒鉛混合燃料</u>及び<u>使用済棒状燃料</u>の貯蔵）</p> <p>第29条 臨界技術第1課長は、燃料、溶液系燃料、<u>黒鉛混合燃料</u>及び<u>使用済棒状燃料</u>を貯蔵するときは、臨界に達しないようにするため、別表第16に掲げる貯蔵設備で行い、かつ、同表に掲げる制限量を超過して貯蔵してはならない。また、別表第16の2に掲げる溶液燃料の濃度制限値を超過して貯蔵してはならず、溶液燃料中の可溶性中性子吸収材の濃度を別表第16の3に掲げる濃度制限範囲とすることにより、いかなる場合でも臨界とならないよう貯蔵しなければならない。</p> <p>2 臨界技術第1課長は、燃料、溶液系燃料、<u>黒鉛混合燃料</u>及び<u>使用済棒状燃料</u>を貯蔵するときは、貯蔵設備に施錠し、別表第16に掲げる貯蔵場所に、貯蔵上の注意事項を表示しなければならない。</p> <p>3 臨界技術第1課長は、燃料、溶液系燃料、<u>黒鉛混合燃料</u>及び<u>使用済棒状燃料</u>の管理業務に従事する者以外の者が貯蔵設備に立ち入るときは、燃料、溶液系燃料、<u>黒鉛混合燃料</u>及び<u>使用済棒状燃料</u>の管理業務に従事する者の指示に従わせなければならない。</p> <p>別表第16 貯蔵施設における燃料、溶液系燃料、<u>黒鉛混合燃料</u>及び<u>使用済棒状燃料</u>の貯蔵制限量（第29条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1329 1663 2463 1843"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">種 類</th> <th colspan="2">貯 蔵 施 設</th> <th rowspan="2">制 限 量</th> </tr> <tr> <th>貯蔵場所</th> <th>貯蔵設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>棒状燃料</td> <td>ウラン濃縮度 約 5wt%</td> <td>炉室（S）</td> <td>棒状燃料貯蔵設備 棒状燃料収納容器</td> <td>294kgU</td> </tr> </tbody> </table>	種 類		貯 蔵 施 設		制 限 量	貯蔵場所	貯蔵設備	棒状燃料	ウラン濃縮度 約 5wt%	炉室（S）	棒状燃料貯蔵設備 棒状燃料収納容器	294kgU	<p>(以下同じ)</p> <p>(使用済棒状燃料の追加 (以下同じ))</p>
種 類				貯 蔵 施 設			制 限 量							
		貯蔵場所	貯蔵設備											
棒状燃料	ウラン濃縮度 約 5wt%	炉室（S）	棒状燃料貯蔵設備 棒状燃料収納容器	294kgU										

原子力科学研究所原子炉施設保安規定と審査基準との整理表

試験研究の用に供する原子炉等における保安規定の審査基準	原子力科学研究所原子炉施設保安規定（変更箇所を <u>下線</u> で示す。）					備考
	溶液燃料	ウラン濃縮度 約 10wt%	溶液貯蔵室－7	溶液燃料貯蔵設備 U溶液貯槽	150kgU	
			溶液貯蔵室－9	溶液燃料貯蔵設備 U溶液貯槽	150kgU	
		ウラン濃縮度 約 6wt%	溶液貯蔵室－9	溶液燃料貯蔵設備 U溶液貯槽	500kgU	
	ウラン・プルトニウム混合 酸化燃料	プルトニウム	Pu保管室－3	粉末燃料貯蔵設備 Pu保管ピット	60kgPu	
		劣化ウラン	Pu保管室－3	粉末燃料貯蔵設備 Pu保管ピット	180kgU	
	ウラン酸化物 燃料	ウラン濃縮度 約 1.5wt%	U保管室	ウラン酸化物燃料貯蔵設備 ウラン酸化物燃料収納架台	92kgU	
	コンパクト型 ウラン黒鉛混 合燃料	ウラン濃縮度 約 2～6wt%	U保管室	使用済ウラン黒鉛混合燃料 貯蔵設備 コンパクト型ウラン黒鉛混 合燃料収納架台	260kgU	
	ディスク型 ウラン黒鉛 混合燃料	ウラン濃縮度 約 20wt%	U保管室	使用済ウラン黒鉛混合燃料 貯蔵設備 ディスク型ウラン黒鉛混 合燃料収納架台	67kgU	
	<u>酸化ウラン 燃料</u>	<u>ウラン濃縮度 約 0.7～3.2wt%</u>	<u>U保管室</u>	<u>使用済棒状燃料貯蔵設備 使用済棒状燃料収納容器</u>	<u>2092kgU</u>	
	ウラン・プルトニウム混合 酸化燃料	プルトニウム富化度 約 1.2～4.7wt%	<u>U保管室</u>	<u>使用済棒状燃料貯蔵設備 使用済棒状燃料収納容器</u>	<u>1kgPu</u>	
		ウラン濃縮度 約 0.7wt%	<u>U保管室</u>	<u>使用済棒状燃料貯蔵設備 使用済棒状燃料収納容器</u>	<u>37kgU</u>	
	<u>酸化トリウム 燃料</u>	<u>トリウム</u>	<u>U保管室</u>	<u>使用済棒状燃料貯蔵設備 使用済棒状燃料収納容器</u>	<u>40kgTh</u>	
	<p>(燃料、溶液系燃料、<u>黒鉛混合燃料</u>及び使用済棒状燃料の貯蔵中の点検)</p> <p>第30条 臨界技術第1課長は、燃料、溶液系燃料、<u>黒鉛混合燃料</u>及び使用済棒状燃料の貯蔵中、6か月間に1回、次の各号に掲げる事項について、点検しなければならない。なお、点検においては、臨界に達しないように燃料、溶液系燃料、<u>黒鉛混合燃料</u>及び使用済棒状燃料を取り扱わなければならない。</p> <p>(1) 棒状燃料</p> <p>イ 貯蔵場所の異常の有無</p>					

原子力科学研究所原子炉施設保安規定と審査基準との整理表

試験研究の用に供する原子炉等における保安規定の審査基準	原子力科学研究所原子炉施設保安規定（変更箇所を <u>下線</u> で示す。）	備考
	<p>ロ 貯蔵設備の異常の有無</p> <p>ハ 棒状燃料収納容器及び棒状燃料の種類及び数量</p> <p>ニ 棒状燃料の貯蔵状況</p> <p>(2) 溶液燃料</p> <p>イ 貯蔵場所の異常の有無</p> <p>ロ 貯蔵設備の異常の有無</p> <p>ハ 溶液燃料の量</p> <p>ニ 溶液燃料中の可溶性中性子吸収材の濃度</p> <p>(3) ウラン酸化物燃料</p> <p>イ 貯蔵場所の異常の有無</p> <p>ロ 貯蔵設備の異常の有無</p> <p>ハ ウラン酸化物燃料収納容器の数量</p> <p>ニ ウラン酸化物燃料の貯蔵状況</p> <p>(4) ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料</p> <p>イ 貯蔵場所の異常の有無</p> <p>ロ 貯蔵設備の異常の有無</p> <p>ハ 貯蔵容器の数量</p> <p>ニ ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料の貯蔵状況</p> <p>(5) コンパクト型ウラン黒鉛混合燃料及びディスク型ウラン黒鉛混合燃料</p> <p>イ 貯蔵場所の異常の有無</p> <p>ロ 貯蔵設備の異常の有無</p> <p>ハ コンパクト型ウラン黒鉛混合燃料及びディスク型ウラン黒鉛混合燃料の数量</p> <p>ニ コンパクト型ウラン黒鉛混合燃料及びディスク型ウラン黒鉛混合燃料の貯蔵状況</p> <p><u>(6) 使用済棒状燃料</u></p> <p><u>イ 貯蔵場所の異常の有無</u></p> <p><u>ロ 貯蔵設備の異常の有無</u></p> <p><u>ハ 使用済棒状燃料収納容器及び使用済棒状燃料の種類及び数量</u></p> <p><u>ニ 使用済棒状燃料の貯蔵状況</u></p> <p>(燃料、溶液系燃料、<u>黒鉛混合燃料及び使用済棒状燃料</u>の点検等において異常を認めた場合の措置)</p> <p>第40条 臨界技術第1課長は、第28条第3項の燃料又は<u>使用済棒状燃料</u>の受入れ検査、第30条の燃料、溶液系燃料、<u>黒鉛混合燃料及び使用済棒状燃料</u>の貯蔵中の点検等の結果、異常を認めるときは、次の各号に掲げる措置を講ずるとともに、その状況を臨界ホット試験技術部長に報告し、原子炉主任技術者に通知しなければならない。</p> <p>(1) 燃料、ウラン酸化物燃料、ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料、<u>黒鉛混合燃料及び使用済棒状燃料</u>に異常を認めるときは、異常なものと正常なものとを区別し、識別の容易な措置を講ずること。</p>	<p>(使用済棒状燃料の追加 (以下同じ))</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定と審査基準との整理表

試験研究の用に供する原子炉等における保安規定の審査基準	原子力科学研究所原子炉施設保安規定（変更箇所を <u>下線</u> で示す。）	備 考
<p>2.（記載省略）</p> <p>試験炉規則第15条第1項第13号 <b>放射性廃棄物の廃棄</b></p> <p>1. 放射性固体廃棄物の貯蔵及び保管に係る具体的な管理措置並びに運搬に関し、放射線安全確保のための措置が定められていること。</p> <p>2. ～ 7.（記載省略）</p> <p>試験炉規則第15条第1項第14号（記載省略）</p> <p>試験炉規則第15条第1項第15号 設計想定事象等に係る試験研究用等原子炉施設の保全に関する措置</p> <p>1. 許可を受けたところによる基本設計ないし基本的設計方針に則した対策が機能するよう、想定する事象に応じて、次に掲げる措置を講ずることが定められていること。</p> <p>（1）試験研究用等原子炉施設の必要な機能を維持するための活動に関する計画を策定し、要員を配置するとともに、計画に従って必要な活動を行わせること。特に、当該計画には、次に掲げる事項を含めること。</p> <p>イ 火災 可燃物の管理、消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動に関すること。</p>	<p>(2) 溶液燃料に漏えい等の異常を認めたときは、漏えいした溶液燃料を回収する等の措置を講ずること。</p> <p>(3) 汚染があるときは、放射線管理第2課長と協議して放射線管理上必要な措置を講ずること。</p> <p>(燃料、溶液系燃料、<u>黒鉛混合燃料及び使用済棒状燃料</u>の紛失を発見した場合の措置)</p> <p>第41条 臨界技術第1課長は、燃料、溶液系燃料、<u>黒鉛混合燃料及び使用済棒状燃料</u>の紛失を発見したときは、臨界ホット試験技術部長及び原子炉主任技術者に通報しなければならない。</p> <p>【第11編 STACYの管理】 (放射性廃棄物の保管)</p> <p>第32条 臨界技術第1課長は、STACYにおける放射性廃棄物のうち、STACYで保管する廃棄物は、別表第17に掲げる設備で保管しなければならない。</p> <p>2 臨界技術第1課長は、STACYにおける<math>\alpha</math>固体廃棄物のうち、<u>第2編別表第22に掲げるB-2レベルのものは封缶装置を使用して、鋼製容器に封缶しなければならない。</u></p> <p>【第11編 STACYの管理】 (手引の作成)</p> <p>第4条 臨界技術第1課長は、本体施設に関し、次の各号に掲げる事項について定めたSTACY本体施設運転手引を作成し、臨界ホット試験技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。</p> <p>(1) 運転開始前及び運転停止後に確認すべき事項</p> <p>(2) 運転操作に関する事項</p> <p>(3) 巡視及び点検に関する事項</p> <p>(4) 異常時の措置に関する事項</p> <p>(5) 燃料、溶液系燃料、黒鉛混合燃料及び使用済棒状燃料の管理に関する事項</p> <p>(6) <u>可燃物の管理に関する事項</u></p> <p>(7) 不使用設備の管理に関する事項</p> <p>2 工務第1課長は、特定施設に関し、前項第1号から第4号に掲げる事項について定めた特定施設運転手引を作成し、工務技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。</p> <p>3 工務技術部長は、前項の承認をしようとするときは、臨界ホット試験技術部長の同意を得</p>	<p>(使用済棒状燃料の追加 (以下同じ))</p> <p>本申請の範囲外</p> <p>左記のとおり放射性固体廃棄物の保管に係る具体的な管理措置について定めている。 (封缶装置の使用を明確化)</p> <p>本申請の範囲外</p> <p>本申請の範囲外</p> <p>左記のとおり火災に対し、可燃物の管理、消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動に関することについて定めている。</p> <p>(使用済棒状燃料の追加) (原子炉運転に関する変更、号番号の繰下げ)</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定と審査基準との整理表

試験研究の用に供する原子炉等における保安規定の審査基準	原子力科学研究所原子炉施設保安規定（変更箇所を <u>下線</u> で示す。）	備 考								
<p>ロ （記載省略）</p> <p>（2）（記載省略）</p> <p>（3）必要な機能を維持するための活動を行うために必要な照明器具、無線機器その他の資機材を備え付けること。</p>	<p>なければならない。</p> <p>4 臨界ホット試験技術部長は、第1項の承認又は前項の同意をしようとするときは、STACY原子炉主任技術者（以下この編において「原子炉主任技術者」という。）の同意を得なければならない。</p> <p>5 臨界ホット試験技術部長は第1項の承認をしたとき、工務技術部長は第2項の承認をしたときは、それぞれ所長に報告しなければならない。</p> <p>（火災発生時の措置）</p> <p>第39条の2 臨界技術第1課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、施設に火災が発生した場合は、第1編第40条に基づき関係者に通報するとともに、施設の安全を確保するための早期消火及び延焼の防止に努めなければならない。</p> <p><u>2 臨界技術第1課長は、原子炉の運転中、施設内で火災が発生し、炉室の負圧が維持できなくなる等、原子炉の運転に支障を及ぼすおそれがある場合、原子炉を停止しなければならない。</u></p> <p><u>3 火災鎮火後、臨界技術第1課長は本体施設を、工務第1課長は特定施設を、放射線管理第2課長は放射線管理施設を、それぞれ施設の損傷の有無を確認しなければならない。</u></p> <p><u>4 工務第1課長及び放射線管理第2課長は、前項の確認の結果を臨界技術第1課長に通報しなければならない。</u></p> <p><u>5 臨界技術第1課長は、第2項の確認を行ったとき及び前項の通報を受けたときは、臨界ホット試験技術部長及び危機管理課長に通報しなければならない。</u></p> <p>【第11編 STACYの管理】 （維持すべき機器等の管理）</p> <p><u>第27条の2 臨界技術第1課長又は工務第1課長は、別表第15の3に掲げる機器等について、同表に定める設置場所及び数量並びにそれらの機能を維持するよう管理しなければならない。</u></p> <p><u>2 臨界技術第1課長又は工務第1課長は、前項の機器等に故障又は経年劣化による性能低下が生じた場合は、修理又は代替品と交換しなければならない。</u></p> <p>別表第15の3 維持すべき機器等（第27条の2関係）</p> <table border="1" data-bbox="1329 1797 2463 1908"> <thead> <tr> <th>分 類</th> <th>種 類</th> <th>設 置 場 所</th> <th>数 量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>避難用の照明*1</u></td> <td>保安灯</td> <td>実験棟A</td> <td>40台</td> </tr> </tbody> </table>	分 類	種 類	設 置 場 所	数 量	<u>避難用の照明*1</u>	保安灯	実験棟A	40台	<p>（原子炉運転に関する変更）</p> <p>（項番号の繰下げ）</p> <p>（項番号の繰下げ）</p> <p>（項番号の繰下げ）</p> <p>本申請の範囲外 【STACY該当なし】</p> <p>本申請の範囲外</p> <p>左記のとおり必要な照明器具、無線機器その他の資機材を備え付けることについて定めている。 （原子炉運転に伴い維持すべき機器等の管理を追加）</p>
分 類	種 類	設 置 場 所	数 量							
<u>避難用の照明*1</u>	保安灯	実験棟A	40台							

原子力科学研究所原子炉施設保安規定と審査基準との整理表

試験研究の用に供する原子炉等における保安規定の審査基準	原子力科学研究所原子炉施設保安規定（変更箇所を下線で示す。）				備考	
<p>(4) その他必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。</p>		非常用照明灯	実験棟B	16 台	<p>左記のとおりその他必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備することについて定めている。</p>	
			実験棟A	145 台		
		実験棟B	98 台			
		誘導灯	実験棟A	74 台		
	実験棟B	53 台				
	可搬式の 仮設照明*1	懐中電灯		実験棟入口付近		2 台
		仮設照明（蓄電池式）		実験棟入口付近		1 台
	通信連絡設備*2	一斉放送装置	放送端末	制御室		1 台
			スピーカ	実験棟A		52 台
		実験棟B	46 台			
		ページング装置		実験棟A		47 台
				実験棟B		38 台
		施設間通信 連絡設備	固定電話	事故現場指揮所		1 台
	携帯電話		事故現場指揮所	1 台		
	溢水防護設備	マンホール蓋		実験棟B		2 枚
漏えい警報装置	副警報盤*3		管理棟	1 台		
* 1 : 別図第 4 に配置を示す。						
* 2 : 別図第 5 に配置を示す。						
* 3 : この表において副警報盤とは、廃液貯槽（中レベル廃液系、低レベル廃液系、極低レベル廃液系、有機廃液系）及びU溶液貯槽の漏えい検知器に関するものをいう。						
別図第 4 STACYの避難用の照明の配置図（図面省略）						
別図第 5 STACYの通信連絡設備の配置図（図面省略）						
【第 1 編 総則】						
（職務）						
第 7 条 原子炉施設の保安に関する各職位と職務は次のとおりとする。						
(1) ～ (37) （変更なし）						
(38) 臨界技術第 1 課長は、施設管理者として、STACYの本体施設の運転及び保守の管理、核燃料管理者として、燃料並びにVHTRC施設及びTCAから引き渡された使用済燃料の管理並びに区域管理者として、STACYの管理区域に係る放射線管理に関する業務を行う。また、施設管理者として、TRACYの本体施設の廃止措置の管理及び区域管理者として、TRACYの管理区域に係る放射線管理に関する業務を行う。						

原子力科学研究所原子炉施設保安規定と審査基準との整理表

試験研究の用に供する原子炉等における保安規定の審査基準	原子力科学研究所原子炉施設保安規定（変更箇所を <u>下線</u> で示す。）	備考
<p>試験炉規則第15条第1項第16号（記載省略）</p> <p>試験炉規則第15条第1項第17号  <b>試験研究用等原子炉施設の施設管理</b></p> <p>1. 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の策定並びにこれらの評価及び改善について、「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」（原規規発第1912257号－7（令和元年12月25日原子力規制委員会決定））を参考として定められていること。</p>	<p>(39) （変更なし）</p> <p>2 この規定に定める保安活動及び品質マネジメント活動と前項に掲げる者との関連は、別表第3に示すとおりとし、各職位は、品質マネジメントの考えのもとに各自が所掌する保安活動の業務を実施する。</p> <p>3 同一の原子炉施設が複数の施設管理統括者によって分担管理されている場合における当該施設の保安管理のとりまとめは、特に定めのない限り、本体施設の施設管理統括者が行う。</p> <p>4 施設管理者の業務の一部を行わせるため分任施設管理者を置くことができ、分任施設管理者に係る業務等は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 分任施設管理者が行う保安管理の業務のとりまとめは、施設管理者が行う。</p> <p>(2) 分任施設管理者及びその業務の範囲は、所長が指定する。</p> <p>5 同一の原子炉施設が複数の施設管理者によって運転されている場合における運転のとりまとめは、本体施設の施設管理者が行う。保守についても、これを準用する。</p> <p><b>【第11編 STACYの管理】</b>            (施設管理実施計画等の策定)</p> <p>第22条の4 臨界技術第1課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を定めた施設管理実施計画を策定しなければならない。</p> <p>イ 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。</p> <p>ロ 原子炉施設の設計及び工事に関すること。</p> <p>ハ 原子炉施設の巡視（原子炉施設の保全のために実施するものに限る。）に関すること。</p> <p>ニ 原子炉施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期（原子炉の運転中及び運転停止中の区別を含む。）に関すること。</p> <p>ホ 原子炉施設の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。</p> <p>ヘ 原子炉施設の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法に関すること。</p> <p>ト への確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（未然防止処置を含む。）に関すること。</p> <p>チ 原子炉施設の施設管理に関する記録に関すること。</p> <p>2 臨界技術第1課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を整理した設備保全整理表及び検査要否整理表を策定しなければならない。</p> <p>イ 原子炉施設の工事の方法及び時期</p> <p>ロ 原子炉施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期</p>	<p>備考</p> <p>本申請の範囲外</p> <p>左記のとおり施設管理実施計画の策定について定めている。</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定と審査基準との整理表

試験研究の用に供する原子炉等における保安規定の審査基準	原子力科学研究所原子炉施設保安規定（変更箇所を <u>下線</u> で示す。）	備 考
	<p>3 第1項及び前項において、原子炉の運転を相当期間停止する場合その他その施設管理を行う観点から特別な状態にある場合は、第7条の2の定めにより作成する年間運転計画において特別な状態である期間とその内容を示した上で、その特別な措置として試験炉規則第9条第1項第7号の規定に基づき特別な施設管理実施計画並びに特別な設備保全整理表及び検査要否整理表を定めることができる。</p> <p>4 臨界技術第1課長は、第1項から第3項の施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表を取りまとめ、臨界ホット試験技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>5 工務第1課長及び放射線管理第2課長は、前項の承認を受ける前に、それぞれ工務技術部長及び放射線管理部長の確認を受けなければならない。</p> <p>6 臨界ホット試験技術部長は、第4項の承認をしようとするときは、原子炉主任技術者の同意を得なければならない。</p> <p>7 臨界技術第1課長は、第4項の承認を受けたときは、工務第1課長及び放射線管理第2課長に通知しなければならない。</p>	<p>（原子炉運転に関する変更）</p>